

## 東京都板橋区個人情報保護法施行条例施行規則（抜粋）

（開示の実施の方法等）

第13条 法第87条の規定に基づく保有個人情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において、実施機関の職員の立会いのもとに行う。この場合において、保有個人情報の開示を受ける者は、実施機関に対し令第22条第1項第1号に掲げる書類及び同条第3項に規定する書類（法第76条第2項の規定により代理人が開示請求をする場合に限る。）又は保有個人情報開示決定通知書を提示し、又は提出しなければならない。

2 保有個人情報の開示を受ける者は、保有個人情報開示決定通知書による通知のあった日から30日以内に開示を受けなければならない。ただし、当該期間内に開示を受けることができないことにつき、災害、病気療養その他正当な理由があるときは、この限りでない。

3 保有個人情報が法第2条第1項第1号に定める電磁的記録に記録されているときの開示は、通常の事務処理の方法で印字装置を用いて用紙に出力した物の閲覧又は写しの交付により行う。

4 前項の規定にかかわらず、保有個人情報の開示を受ける者が電磁的記録媒体の閲覧又は当該複写したものの交付による開示を求めた場合であって、当該電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴又は光ディスク若しくはその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定をするものに限り、当該電磁的記録媒体の閲覧又は当該複写したものの交付により開示を行うことができる。

5 実施機関は、閲覧の方法による保有個人情報の開示を行う場合において、汚損若しくは破損その他保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるとき又は法第79条第1項の規定により保有個人情報の一部を開示するときは、その写しにより、閲覧の方法による開示をすることができる。

6 閲覧の方法による保有個人情報の開示を受ける者は、開示に係る文書又は図画を汚損又は破損することがないように丁寧に取り扱わなければならない。

7 実施機関は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該閲覧の方法による保有個人情報の開示を中止することができる。

（写しの交付）

第14条 法第87条第1項の規定による写しの交付の部数は、1件の開示請求につき1部とする。

（費用の納付）

第15条 条例第9条第2項に規定する写しの作成及び送付に要する費用は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により前納しなければならない。

- (1) 写しの作成に要する費用 現金
- (2) 送付に要する費用 郵便切手